

○西都市住宅等除却事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保に資するため、市内に存する住宅等を除却する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、西都市補助金等の交付に関する規則(昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 市内に存する一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分、店舗及び事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。
- (3) 除却工事 住宅等の解体、撤去及び処分を行う工事をいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業若しくはとび・土木工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅等(以下「補助対象建築物」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 住宅等の所有者が、個人(法人と共有する場合の個人を含む。)であること。
- (3) 併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外の部分が現に店舗又は事務所として利用されていないこと。
- (4) 申請時において、原則として所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されており、当該権利者から除却について同意を得ている場合は、この限りでない。
- (5) 他の補助金の交付対象となっていないこと。

(6) 補助対象建築物の敷地の跡地について、次のいずれにも承諾すること。ただし、あらかじめ市長の承認を得て、転入者（本市に転入し、又は転入する予定がある者であつて、当該転入前3年間本市に住所を有しない者（売買契約時等において、転入後1年以内の者に限る。）をいう。）に売却等を行う場合は、この限りではない。

ア 補助対象建築物の除却工事完了後、3年を経過しないうちに建築物を新築、増築、改築又は移転することはできないこと。

イ アに規定する期間を経過しないうちに売買、譲渡、交換及び賃貸借（駐車場等としての貸付けを含む。）することはできないこと。

ウ アに規定する期間を経過しないうちに営利を目的とする事業の用に供することはできないこと。

エ 跡地が土砂等の流出、雑草等の繁茂又は廃棄物の投棄等により周辺の環境に悪影響を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有権を有する者（登記事項証明書若しくは固定資産台帳記載事項証明書に所有者として記録されている者又はその相続人に限る。以下「所有者等」という。）であること。

(2) 区分所有の長屋の場合にあつては、他の区分所有の長屋の所有者全員の除却についての同意を得た所有者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 補助対象建築物が共有である場合又は補助対象建築物に所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者又はその他権利を有する者から補助対象建築物の除却について同意を得られない者

(2) 借地に所在する住宅等の場合にあつては、当該借地の所有者又はその相続人に除却についての同意を得られない者

(3) 不動産販売又は不動産貸付の業のために除却を行う者

(4) 市税を滞納している者（共有者を含む。）

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象建築物を除却し、当該住宅等の所在する敷地を更地にする工事であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する除却工事施工者が行う工事であること。
- (2) 規則第7条に規定する通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けた日以降に着手する工事であること。
- (3) 交付決定通知書の通知を受けた日の属する年度の末日までに終了する工事であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用とし、住宅等本体に附属しない敷地内の工作物の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、60万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、西都市住宅等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅等及び敷地の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産台帳記載事項証明書）
- (2) 相続人が補助金の交付申請をしようとする場合にあっては、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
- (3) 工事工程表
- (4) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (5) 補助対象建築物及び敷地の現況写真
- (6) 工事費の見積書又はその写し
- (7) 補助申請者及び共有者（共有者がある場合）の市税完納証明書
- (8) 次の場合にあっては、申請者以外の該当者全員の除却に係る同意書（様式第2号）又はそれに代わるもの
 - ア 相続人が2人以上である場合
 - イ 区分所有の長屋の場合
 - ウ 登記事項証明書にその他権利の設定がある場合
 - エ 登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合

オ 借地に所在する住宅等の場合

(9) 委任を受けた代理人が手続を行う場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任状

(10) 除却工事を請け負った業者が市内に事業所を有する除却工事施工者であることを証する書類の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る申請を取下げようとするときは、速やかに西都市住宅等除却事業補助金交付申請取下げ届(様式第3号)に、交付決定通知書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該補助金に係る交付決定はなかったものとする。

(除却工事の着手)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに除却工事に着手するものとし、西都市住宅等除却事業工事着手届(様式第4号)に当該除却工事に係る請負契約書の写しを添付し、市長に届け出なければならない。

(交付変更申請)

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ西都市住宅等除却事業工事内容変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 変更内容がわかる書類

(3) 変更後の工事費の内訳明細書又はその写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、西都市住宅等除却事業工事内容変更承認通知書(様式第6号)により、補助決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第12条 補助決定者は、事業を中止しようとするときは、速やかに西都市住宅等除却事業中止届(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出があったときは、規則第4条の規定による当該補助金に係る交付決定はなかつたものとする。

(交付方法)

第13条 補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第14条 補助決定者は、除却工事が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 除却工事費の領収書の写し

(2) 除却工事費の明細書又はその写し

(3) 除却工事写真

(4) 廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(5) 跡地の適正管理等に係る誓約書（様式第8号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助決定者が規則第17条各号のいずれかに該当すると認められるとき又はこの要綱の規定に違反すると認められるときは、西都市住宅等除却事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、西都市住宅等除却事業補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

年 月 日

西都市長 様

同意者 住 所
氏 名
電話番号



除却に係る同意書

私は、下記の住宅等について住宅等除却事業補助金の申請をするに当たり、申請者が当該住宅等を除却することに同意し、住宅等の除却について問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、住宅等除却事業補助金の交付申請に当たり、住宅等の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

1 住宅等所在地
西都市

2 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

3 申請者との関係

- (1) 住宅等の所有者の相続人
- (2) 長屋における他の区分所有者
- (3) 住宅等の所有者
- (4) 住宅等の所有者以外の権利者
- (5) 住宅等の共有者
- (6) 住宅等が所在する土地の所有者

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

西都市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

西都市住宅等除却事業補助金交付申請取下げ届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記住宅等について、
西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第9条の規定により申請を取り下げます。

記

所 有 者	
所 在 地	西都市
取下げ理由	

添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

西都市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

西都市住宅等除却事業工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記住宅等の除却工事を、
年 月 日に着手しましたので、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第10
条の規定により届け出ます。

記

住宅等	所有者	
	所在地	西都市
除却工事 施工者	会社名	
	代表者	
	所在地	
	許可番号	
	登録番号	
完了予定日	年 月 日	
備 考		

添付書類

(1) 請負契約書の写し

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

西都市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

西都市住宅等除却事業工事内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記住宅等の除却工事について、計画を変更したいので、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

所有者	
所在地	西都市
変更内容	
変更理由	

添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) 変更した除却工事費の内訳明細書又はその写し

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

西都市長



西都市住宅等除却事業工事内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった西都市住宅等除却事業工事内容変更承認については、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、変更を必要と認めることとしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 変更承認の内容

2. 変更承認後の補助金の交付予定額 円

3. 申請者に付する条件等

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

西都市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

西都市住宅等除却事業中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記住宅等の除却事業について中止したいので、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第12条の規定により、除却事業の中止を届け出ます。

記

所有者	
所在地	西都市
中止理由	

添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し

様式第8号 (第14条関係)

年 月 日

西都市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

跡地の適正管理等に係る誓約書

西都市住宅等除却事業により、補助金の交付決定を受けて住宅等の除却を行いました、下記の跡地については、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第3条第1項第6号の規定に基づき、活用制限の遵守及び適正な管理を行うことを誓約します。

記

所 有 者	
所 在 地	西都市
敷 地 面 積	
活用制限の 期間	年 月 日まで ※市で記載します。
跡地利用・ 管理の内容	

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

西都市長

㊟

西都市住宅等除却事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした西都市住宅等除却事業補助金について、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第15条の規定により、交付決定の全部（一部）取消しを決定したので、下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助金交付決定取消額 円
3. 取消しの理由

様式第 10 号 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

様

西都市長



西都市住宅等除却事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした西都市住宅等除却事業補助金について、西都市住宅等除却事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 返還すべき金額 円
2. 返還期限 年 月 日まで
3. 返還方法
4. 返還理由